

東みよし町空き店舗等利活用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、東みよし町の空き店舗等の利活用を促し、町のにぎわいづくりのため、町内の空き店舗等を利活用した事業を行う者に対し、予算の範囲内において交付する東みよし町空き店舗等利活用補助金(以下「補助金」という。)について、東みよし町補助金交付規則(平成18年東みよし町規則第27号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所 事業の用に供するために直接必要な建物をいう。
- (2) 空き店舗等 過去に商業等の用に供していた実績があり、その後閉鎖された店舗等をいう。ただし、大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に規定する大規模小売店舗内のものを除く。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)は、次に掲げる要件を全て満たす個人又は法人とする。

- (1) 町税を滞納していない者であること。
- (2) 空き店舗等の所有者と補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)との関係が同一世帯又は生計を一にする者若しくは2親等以内の親族でないもの。
- (3) 既に町内の店舗に出店している申請者が空き店舗等に出店するに当たり、当該町内の店舗が空き店舗等とならないこと。
- (4) 町外に本店のあるフランチャイズチェーン店を出店しようとする者でないこと。
- (5) 過去に同一の補助金の交付を受けていないこと。ただし、補助対象となる空き店舗等が異なる場合は、この限りでない。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団に関係する者でないこと。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町内の空き店舗等において補助対象者が行う小売業、飲食サービス業及びサテライトオフィス事業その他町長が特に認める事業とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 交付申請日が属する年度内において実施され、補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)の支払が当該年度内に完了するもの

(2) 補助対象経費に対する国、本町以外の地方公共団体、公益法人等の補助金等又は本町の他の補助金等の交付を受けていないもの又は受ける予定のないもの(補助対象経費)

第5条 補助金の対象となる経費は、空き店舗等利活用事業の用に供するための改修に要する経費(建物又は土地の取得費及びそれに伴う移転補償に要する経費を除く。)とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、消費税及び地方消費税を除き、補助対象経費の2分の1以内の額とし、50万円を上限とする。

2 補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条に規定する補助金交付申請書に、次に掲げる書類を添付して、補助対象事業の開始前までに申請するものとする。

(1) 事業計画書

(2) 賃貸借契約の写し(空き店舗を賃借している者に限る。)

(3) 空き店舗の位置図

(4) 空き店舗の現況写真

(5) 空き店舗の改修に係る図面及び見積書

(6) 誓約書兼同意書

(実績報告書の添付書類)

第8条 規則第11条に規定する町長の定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算(見込)書

(2) 経費の支払を証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

(返還等)

第9条 町長は、補助金の交付後に交付の決定を取り消したときは、期限を定めて補助金の返還を請求するものとする。